

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険の特徴

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。

精神障害も補償

躁うつ病等の**精神障害**により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します(精神障害補償特約セット)。

妊娠に伴う障害も補償

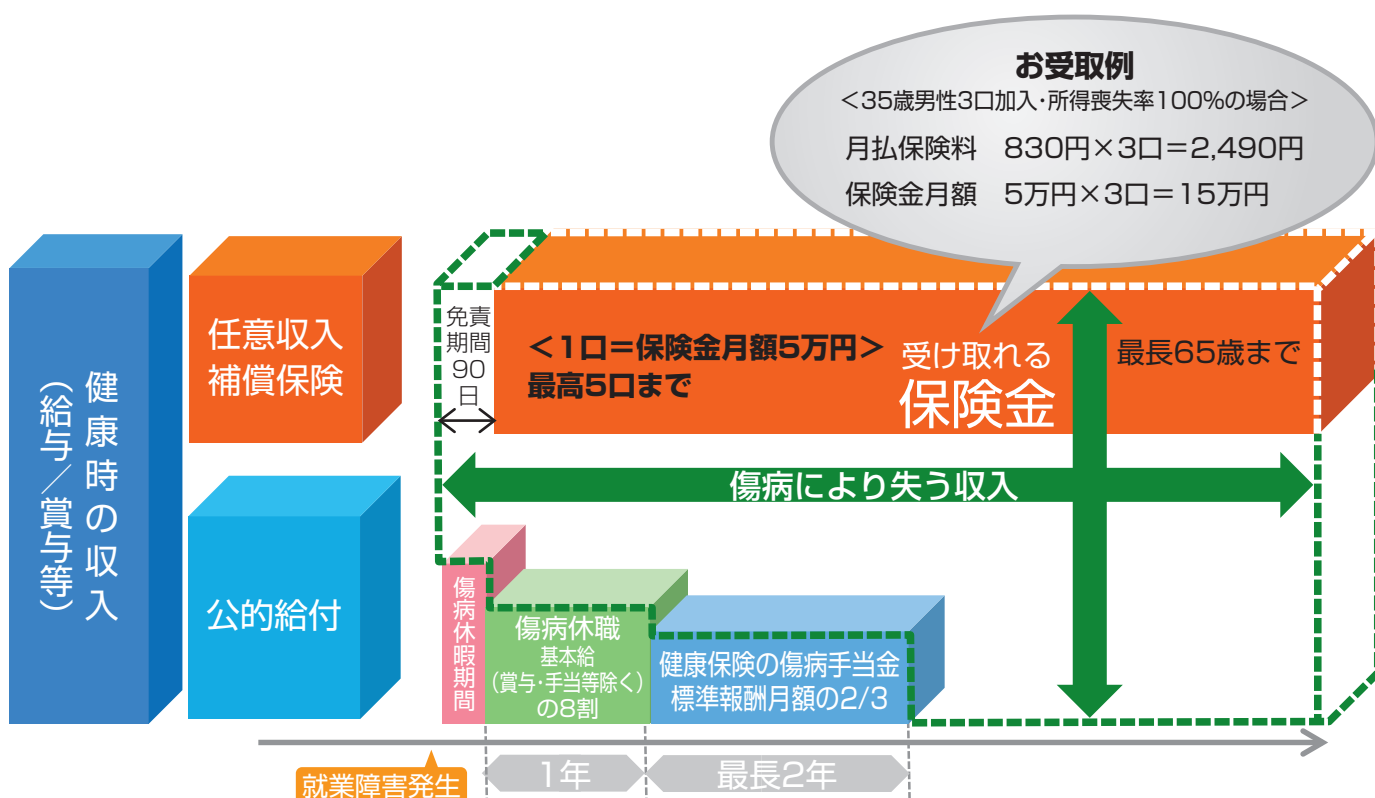
妊娠、出産、早産または流産による**身体障害**により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。 ※女性のみセットされています。

この保険の概要

「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最大65歳まで補償する保険です。

全国町村等職員にとって、病気やケガにより長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少してしまいます。「任意収入補償保険」は、全国町村等職員が**病気やケガにより就業できなくなったとき、公的給付等だけでは補えない所得の喪失を最長65歳まで長期間にわたり補償**します。

補償のイメージ図

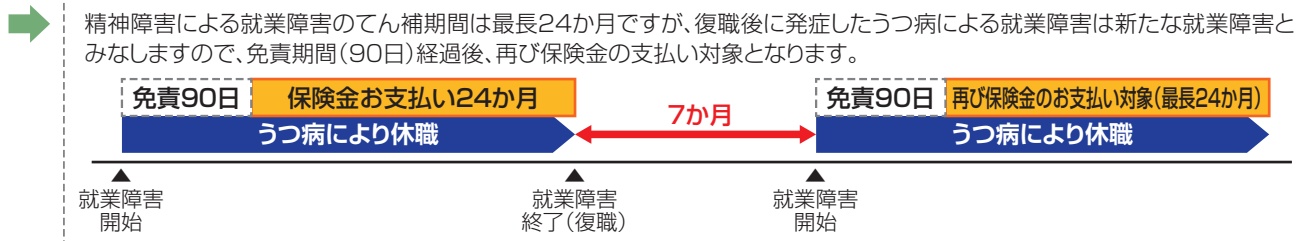


復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い(精神障害補償特約)

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が**6か月を超える**場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、**新たに免責期間(90日)およびてん補期間(最長24か月)を適用します。**

例) うつ病による就業障害が免責期間(90日)経過後、24か月継続し保険金が支払われました。

症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。



月々の保険料

団体割引
10%適用!

月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
保険金月額	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円	
年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24歳	495円	378円	990円	756円	1,485円	1,134円	1,980円	1,512円	2,475円	1,890円
25~29歳	525円	531円	1,050円	1,062円	1,575円	1,593円	2,100円	2,124円	2,625円	2,655円
30~34歳	637円	711円	1,274円	1,422円	1,911円	2,133円	2,548円	2,844円	3,185円	3,555円
35~39歳	830円	1,029円	1,660円	2,058円	2,490円	3,087円	3,320円	4,116円	4,150円	5,145円
40~44歳	1,177円	1,405円	2,354円	2,810円	3,531円	4,215円	4,708円	5,620円	5,885円	7,025円
45~49歳	1,672円	1,977円	3,344円	3,954円	5,016円	5,931円	6,688円	7,908円	8,360円	9,885円
50~54歳	2,216円	2,499円	4,432円	4,998円	6,648円	7,497円	8,864円	9,996円	11,080円	12,495円
55~59歳	2,637円	2,684円	5,274円	5,368円	7,911円	8,052円	10,548円	10,736円	13,185円	13,420円
60~64歳	2,501円	2,290円	5,002円	4,580円	7,503円	6,870円	10,004円	9,160円	12,505円	11,450円

ご加入にあたっては、加入直前12か月における平均所得額に50%以下の口数をご選択ください。就業障害発生直前の平均月間所得額を上回る部分については補償を受けられませんのでご注意ください。

平均月間所得額 = {年間給与収入の額面金額(賞与を含む) - 就業不能により支払を免れる金額(交通費等)} / 12か月

※年齢は令和2年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引10%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。

※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険料は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては専用WEBサイトに掲載の「任意共済のご案内パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。

※この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村等職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

※団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国町村会)に交付されます。

※保険期間(ご契約期間)は令和2年7月1日午後4時より令和3年1月1日午後4時までとなります。

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

(引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(分担割合76%) 公務部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL:03-6734-9985(平日9:00~17:00)

(非幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(分担割合20%)
日本生命保険相互会社(分担割合4%)

※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

(取扱代理店) 株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL:0120-797-978